

様式第3（第8関係）

指定管理者評価判定結果報告書

平成22年 7月 1日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長 小笠原芳夫 印

平成21年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市南部ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	平成21年 4月 1日 ～ 平成26年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	22.33点	89.3%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	21点	84%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	45点	90%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	88.33点	88.3%	A
7. 評価結果についての講評				
全体的には、適正な管理・運営が実施されている。 なお、鍵の管理方法については、一度見直しが必要と思われる。また、個人情報取扱特記事項についても、年1回点検・確認をしていただきたい。 また、エレベーター設備と自動ドアの保守管理についても、他の業者でも見積もりを取るなど、さらなる効率化を期待したい。 今後も、市民の皆様が利用しやすいふれあいプラザの運営をお願いしたい。				